

# 日本の湿地の概観

る法律、自然再生推進法、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律などがあり、特定の種または地域を指定して採捕や開発行為を規制し、また失われた自然環境の再生を推進している。

これらの法律によって指定されている種や区域には、湿地とそこに生息する種に関連するものが数多く含まれている。

## 多様な主体の参加と普及啓発：

日本では、ラムサール条約湿地を有する市町村によって、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議が構成されている。関係市町村間の情報交換及び協力を推進することによって、地域レベルでの湿地保全活動を促進し、条約湿地の適正な管理に資することを目的としており、定期的に会議が開催されている。

また、都道府県レベルにおいても、鳥獣保護区、自然環境保全地域、自然公園などの保護区を湿地を含める形で設定したり、独自に湿地に関わる環境条例や環境計画を策定している例もある。

湿地の保全と賢明な利用は、湿地のそばで暮らす地域の人々の理解及び参加なくしては実現できない。日本各地のラムサール条約湿地においては、多くの主体が協力、協働して地域レベルの活動を進めている例が多数ある。

## 国際協力

湿地の保全と賢明な利用の推進のために、経験や技術を共有するなど、国際協力は重要である。日本はアジアの先進国として積極的な貢献を期待されており、以下の活動をはじめとして、さまざまな国際協力に取り組んでいる。

## 湿地保全に関する資金援助と技術移転：

国際協力機構(JICA)は、途上国から研修生を受け入れ、湿地の保全及び賢明な利用に関する研修をそれぞれ実施している。また、イラン、ウガンダ、マレーシア等において、湿地生態系の保全や持続可能な

利用に関する技術協力を行ってきている。

資金援助としては、外務省が、ラムサール条約小規模無償基金への任意の拠出を通じて、アジアの湿地保全を目的としたプログラムを支援している。



## 湿地保全に関する調査、情報交換：

環境省は、ミャンマーにおいて重要湿地目録作成のための調査やワークショップを実施し、ミャンマーのラムサール条約への加入を促進したほか、マレーシア、ベトナム、タイ、カンボジアの各国でラムサール条約湿地の登録等を支援してきた。

また環境省は、アジア地域の湿地保全管理の専門家や政府関係者、NGOなどの参加を得て継続的に開催されてきた「アジア湿地シンポジウム」に対しても支援を行ってきた。

日本はこの「アジア湿地シンポジウム」をはじめとする地域的な科学技術フォーラム推進の奨励や指示を謳った決議案を提案し、ラムサール条約第9回締約国会議で、決議区.19として採択された(資料2参照)。

## 姉妹湿地：

湿地の保全と賢明な利用に関する情報交換、普及啓発活動などを促進するため、海外の湿地と姉妹湿地提携を結んでいる事例がある。釧路湿原、霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原はオーストラリア・ニューサウスウェールズ州のハンター河口湿地と、谷津干潟はオーストラリア・クイーンズランド州のブーンドル湿地と、藤前干潟はオーストラリア・ジロング市の湿地とそれぞれ姉妹湿地提携を結んでいる。

## 二国間の渡り鳥保全の取り組み：

日本は米国、ロシア、オーストラリア、中国の4か国と渡り鳥等の保護のための二国間条約・協定を結び、渡り鳥の捕獲などの禁止、生息環境の保全の促進、共同調査などを実施している。また、韓国とも日韓環境保護協力協定を結び、その下で渡り鳥の保護協力に関する定期的な会合及び共同調査を実施している。

## 東アジア・オーストラリア地域 フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP)：

世界には、主要な渡り鳥の渡り経路として9つのフライウェイが存在する。このうち、日本が含まれる「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ」には、シギ・チドリ類、ガンカモ類、ツル類を中心として、世界的な絶滅危惧種33種を含む5000万羽以上の渡り性水鳥が生息している。また、これまでに日本で記録された鳥類の種数に占める渡り鳥の割合は、本州、四国、九州地方では60%、北海道と琉球列島では80%にも及び、日本列島が渡り鳥にとって重要であることを示している。

「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(EAAFP)」は、東アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥とその生息地を保全することを目的とする国際的連携・協力のための枠組みであり、日豪政府の主導により2006年に発足した。EAAFPでは、「渡り性水鳥重要生息地ネットワーク」を設置しており、ネットワーク参加地では、渡り性水鳥に関する普及啓発や保全活動、調査研究が進められている。ラムサール条約湿地では、シギ・チドリ類の中継地である荒尾干潟や、ガンカモ類の越冬地である伊豆沼・内沼などがこのネットワークに参加している。平成27年6月現在、国内のネットワーク参加地の数は32か所であり、このうち21か所はラムサール条約湿地である。